

6月2日から

麻しんと風しんの

予防接種が変わりました

お問い合わせ

保健課保健予防係 ☎ 6 2 2 1 1 1 (内線 2 7 5・2 7 6)

臼田支所保健福祉課保健係 ☎ 8 2 3 1 1 1 (内線 2 4 4・2 4 5)

浅科支所保健福祉課保健係 ☎ 5 8 2 0 0 1 (内線 2 7・3 1)

望月支所保健福祉課保健係 ☎ 5 3 3 1 1 1 (内線 1 2 8・1 2 9)

予防接種法施行令および予防接種法施行規則、予防接種実施規則の一部改正により6月2日より麻しんと風しんの予防接種が下記のとおり変更になりました。

この改正により、4月1日以降の麻しん風しん混合ワクチンに加え、麻しん風しんのそれぞれのワクチンが定期の予防接種の接種液になりました。

また2歳以上になるお子さんで、すでに麻しん、風しんの予防接種が済んでいるお子さんも麻しん風しんの両方にかかったことがなければ追加接種の対象となりますので、下記表1の第2期に該当する年齢に達しましたら、麻しん風しん混合ワクチンまたは麻しん風しんそれぞれのワクチンによる接種をしてください。

改正内容

- ① 麻しんワクチン、風しんワクチンを接種した者に麻しんワクチンまたは風しんワクチンおよび麻しん風しん混合ワクチンを追加接種した場合の安全性が確認されたため、第2期の対象者への接種が実施されます。これにより麻しん風しんの両方にかかったことがなければ第2期の期間中(表1参照)に麻しん風しん混合ワクチンまたは麻しん風しんそれぞれのワクチンにより追加接種をすることになりました。
- ② 麻しん風しん混合ワクチンに加え、麻しん風しんのそれぞれのワクチンも定期の予防接種液になりました。

表1

予防接種名	接種対象年齢
麻しん	第1期 生後12月から生後24月に至るまでの間にある者
	第2期 5歳以上7歳未満の者であって小学校就学の始期に達する1年前の日から当該始期に達する前日までの間にある者(1)
風しん	第1期 生後12月から生後24月に至るまでの間にある者
	第2期 5歳以上7歳未満の者であって小学校就学の始期に達する1年前の日から当該始期に達する前日までの間にある者(1)

1 第2期は、小学校就学1年前(幼稚園・保育園の年長)の4月1日～3月31日までの間

あなたのお子さんは？

年齢が1歳以上2歳未満

平成18年6月2日までの接種歴	第1期	第2期
<ul style="list-style-type: none"> 麻しん、風しんにはどちらにもかかったことがない 予防接種はどちらも済んでいない 	2歳になるまでに「麻しん風しん混合ワクチン」により接種 「麻しん風しんの各ワクチン」による接種も可	第2期(表1)期間中に「麻しん風しん混合ワクチン」により接種 「麻しん風しんの各ワクチン」による接種も可
<ul style="list-style-type: none"> 麻しん、風しんにはどちらにもかかったことがない 予防接種はまだ片方しか済んでいない 	2歳になるまでに「麻しん風しんの各ワクチン」により残りのもう片方を接種	上記と同じ
<ul style="list-style-type: none"> 麻しんまたは風しんにかかったことがある 予防接種は、かかったことのない方だけ済んでいる 		第2期(表1)期間中に「麻しん風しんの各ワクチン」によりかかったことのない方を接種

年齢が2歳以上7歳未満(平成18年4月1日以降麻しんまたは風しんの予防接種をされた方はご相談ください)

平成18年6月2日までの接種歴	第2期
<ul style="list-style-type: none"> 麻しん、風しんにはかかったことはない 予防接種は両方とも済んでいる 	第2期(表1)期間中に「麻しん風しん混合ワクチン」により接種 「麻しん風しんの各ワクチン」による接種も可
<ul style="list-style-type: none"> 麻しん、又は風しんのいずれか片方にかかったことがある 予防接種は、かかったことのない方だけ済んでいる 	第2期(表1)期間中に「麻しん風しんの各ワクチン」によりかかったことのない方を接種 「麻しん風しん混合ワクチン」は不可
<ul style="list-style-type: none"> 麻しん、風しんにはかかったことはない 予防接種は両方とも済んでいない 	第2期(表1)期間中に「麻しん風しん混合ワクチン」により接種 「麻しん風しんの各ワクチン」による接種も可 第2期の期間に至るまでの接種につきましては、任意接種でできますが、詳しくは問い合わせ先までご相談ください。

介護保険料普通徴収対象者の

皆さんへ

お問い合わせ 介護保険課 資格管理係
☎62 2111 (内線217・219) または各支所保健福祉課

市民税の確定により平成18年度分の介護保険料(年額)が決定しましたので、「介護保険料納入通知書(本算定)」を今月中旬に送付します。納期までに最寄りの金融機関等で納付をお願いします。なお、口座振替の方(納入通知書に口座振替と印字してあります)は、納期限前日までに残高を確認してください。

介護保険制度改正により本年度から第3期となる「佐久市老人保健福祉計画・介護保険事業計画」を策定し、介護(予防)サービスの費用の見直しを行いました。介護(予防)サービス費は年々増加しており、各所得段階ごとの介護保険料額は、6段階となります。

4月～6月分の納入通知書が届いている方は、7月以降の納付額です。

今年4月～6月の間に佐久市に転入された方や65歳になられた方は、転入月や誕生月にさかのぼって保険料を算定した平成18年7月(4期)～平成19年3月(12期)の9期分の納付額です。

納入方法が年金からの徴収(特別徴収)となる方には、9月に通知します。通知のない方は、引き続き普通徴収です。

保険料の算定方法

介護保険料は、その年度の本人および家族(世帯員)の市民税課税状況などにより算定します。

介護保険料の所得段階および年額は 表1 のとおりです。

ただし、税制改正により、所得段階が急激に変化する方は、激変緩和措置により平成18年度および19年度の保険料が 表2 のとおりとなります(激変緩和措置による軽減は年度・段階により異なります)。

税制改正による激変緩和措置対象者は、平成17年1月1日現在65歳以上で、次のいずれかに該当する方です。

1. 税制改正により平成18年度市民税課税となった方のうち、前年度の合計所得金額が125万円以下の方
2. 平成18年度市民税非課税者で、同一世帯の市民税課税者が上記1該当者のみの方

表1 平成18年度介護保険料(第1号被保険者 65歳以上)

所得段階	対 象 者	保険料(年額)
第1段階	生活保護の受給者、老齢福祉年金の受給者で本人および世帯全員が市民税非課税	23,800円
第2段階	本人および世帯全員が市民税非課税で本人の合計所得金額+課税年金収入額が80万円以下	23,800円
第3段階	本人および世帯全員が市民税非課税で本人が第2段階以外	35,800円
第4段階	本人が市民税非課税(世帯内に課税者がいる)	47,700円
第5段階	本人が市民税課税で合計所得金額が200万円未満	59,700円
第6段階	本人が市民税課税で合計所得金額が200万円以上	71,600円

税制改正以外で所得段階に変動のあった方の保険料は、激変緩和措置対象とはならないため表1 となります。

表2 激変緩和措置対象となる方の平成18年度、平成19年度介護保険料

税制改正前所得段階	税制改正後所得段階 平成18年度 平成19年度	平成18年度 保険料(年額) (軽減後)	平成19年度 保険料(年額) (軽減後)
第1段階	第4段階	31,500円	39,600円
第2段階	第4段階	39,600円	43,400円
第3段階	第4段階	39,600円	43,400円
第1段階	第5段階	35,800円	47,700円
第2段階	第5段階	43,400円	51,500円
第3段階	第5段階	43,400円	51,500円
第4段階	第5段階	51,500円	55,400円

所得段階は 表1 の対象者欄をご参照ください。